

動物実験に関する自己点検・評価報告書

旭川医科大学

2022年6月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果
<input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程を定めている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料
「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号) 「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定) 「旭川医科大学動物実験委員会規程」(平成 16 年旭医大達第 110 号)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)
「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号) 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示第 71 号) 「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成 18 年 6 月 1 日日本学術会議) に基づき、機関内規程が適正に定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期
現在のところ、特になし。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果
<input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置していない。
2) 自己点検の対象とした資料
「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号) 「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定) 「旭川医科大学動物実験委員会規程」(平成 16 年旭医大達第 110 号) 「旭川医科大学動物実験委員会名簿」(令和 3 年度)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)
動物実験委員会が規程に則り設置されており、適正に運営されている。
4) 改善の方針、達成予定時期
現在のところ、特になし。

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果
<input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料
「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号) 「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定) 「旭川医科大学動物実験委員会規程」(平成 16 年旭医大達第 110 号) 「動物実験計画申請書・承認書」別紙様式 1 「動物実験成果報告書」別紙様式 3 「飼養保管室設置申請書・承認書」別紙様式 4 「実験室設置申請書・承認書」別紙様式 5 「施設等(飼養保管室・実験室)廃止届」別紙様式 6
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)
上記の「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」及び「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」に基づき、動物実験計画の立案・審査・承認、飼養保管施設並びに実験室の設置申請、成果報告等の実施体制が適正に定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期
現在のところ、特になし

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果
<input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料
「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」 (平成 15 年法律第 97 号) 「旭川医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程」(平成 16 年旭医大達第 34 号) 「旭川医科大学病原体等安全管理規程」(平成 27 年旭医大達第 11 号) 「旭川医科大学遺伝子組換え実験安全管理細則」(平成 16 年 4 月 1 日 学長裁定) 「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号) 「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

上記の規程、細則、要項に基づき、遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が適正に定められ、実施されている。

所掌事務を介して遺伝子組換え実験安全管理委員会、病原体等安全管理委員会等と連携、必要な情報を共有し、重層的な安全管理体制を構築している。

4) 改善の方針、達成予定時期

現在のところ、特になし。

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号)

「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定)

「飼養保管室設置申請書・承認書」別紙様式 4

「実験室設置申請書・承認書」別紙様式 5

「施設等(飼養保管室・実験室)廃止届」別紙様式 6

ユーザー利用マニュアル

- ・ Asahidake 棟 Kurodake 棟 Dog Farm 棟 ユーザー利用マニュアル改訂 20201119

各室利用方法および動物飼養保管マニュアル

- ・ SPF 基準
- ・ 48 時間を超える実験に対する対応改定 202011
- ・ 動物実験施設 Asahidake (通称 A 棟) ABSL 室 3 ケミカルハザード対応 SOP Ver. 1.1
- ・ 動物実験施設 Asahidake (通称 A 棟) における標準業務手順書作成に関する標準業務手順書
- ・ 動物実験施設 Asahidake (通称 A 棟) におけるヒト及び物品の入退に関する標準業務手順書
- ・ 動物実験施設 Asahidake (通称 A 棟) 2 階 SPF エリアにおける実験動物の購入、搬入出、飼育に関する標準業務手順書
- ・ 動物実験施設 Asahidake (通称 A 棟) における実験動物の健康管理、微生物モニタリングに関する標準業務手順書
- ・ 動物実験施設 Asahidake (通称 A 棟) における実験動物の感染実験に関する標準業務手順書
- ・ 動物実験施設 Kurodake 棟 SPF エリア標準業務手順書 Ver. 1.0
- ・ 動物実験施設 Kurodake 棟 1 階中大動物エリア標準業務手順書 Ver. 1.2 版 (令和 3 年 6 月 21 日改定)
- ・ ユーザー向け簡易 SOP ブタ・ヤギ Ver. 1.1 版
- ・ 動物実験施設 Dog farm (D 棟) 標準業務手順書 Ver. 1.1 (令和 3 年 6 月 21 日改定)

<p>衛生マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生 ・実験動物アレルギー対策 ・医療廃棄物等処理 <p>遺伝子改変動物等を動物実験施設へ導入する際の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子改変動物等を動物実験施設へ導入する際の手続き <p>狂犬病予防法への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法への対応 <p>緊急対策マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験緊急時（遺伝子組換え生物を含む）の連絡体制(学内限定) ・学生に事故があった場合の連絡体制(学内限定) ・旭川医科大学動物実験施設地震災害対応マニュアル(学内限定) ・逸走防止・逸走時対応マニュアル ・サル逸走対策マニュアル
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>管理者並びに実験動物管理者が置かれ、機関内における実験動物の飼養保管施設の全てが掌握されている。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>現在のところ、特になし。</p>
<p>6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）</p> <p>特になし。</p>

II. 実施状況

1. 動物実験委員会の活動状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>「旭川医科大学動物実験委員会規程」（平成 16 年旭医大達第 110 号）</p> <p>動物実験委員会の開催日時および審議内容記録</p> <p>動物実験計画申請書・承認書</p>

飼養保管室設置申請書・承認書 実験室設置申請書・承認書 施設等（飼養保管室・実験室）廃止届 講座等の飼養保管室に係る点検票に基づく、現地視察及び確認記録 講座等の実験室に係る自己点検票に基づく、確認記録 教育訓練の実施期間、教育内容、受講者数の記録
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしており、改善すべき点や問題はない。 令和3年度は動物実験計画書を国立大学法人動物実験施設協議会のひな形に則した書式に改定した。記入方法説明動画を公開し、苦痛カテゴリ・麻酔方法・人道的エンドポイント・安楽死処置の資料を作成、ホームページへの掲載を通してより適切に動物実験が実施できる環境を構築した。
4) 改善の方針、達成予定時期 現在のところ、特になし。

2. 動物実験の実施状況

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 動物実験責任者が提出した動物実験計画申請書・承認書 動物実験委員会の審査、学長の承認 2021 年度における「動物実験の自己点検票」（様式 2-1） 動物実験責任者が提出した動物実験成果報告書 遺伝子組換え動物の所在不明に係る報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験計画の立案、審査、承認、成果報告が実施されており概ね良好であるが、1月13日に遺伝子組換えマウスが所在不明となる事態が発生した。当該マウスは発見できず、マウス逸走の痕跡や当該マウスの死亡等の痕跡も全く確認できなかった。人為的な持出の可能性は排除できないが、不審者の目撃情報は得られなかった。本件が発生した時点では、動物実験施設に防犯カメラや入退館ログを記録するシステムが存在しなかったため、更なる追跡調査は不可能であった。 監督官庁である文部科学省のライフサイエンス課に対し、事故報告を速やかに行うと共に警察へ被害届を提出した。セキュリティ対策として、動物実験施設の玄関や飼育室等の必要な個所に監視用の録画カメラを速やかに設置した。

4) 改善の方針、達成予定時期

既に監視カメラを導入しセキュリティの向上を図っているが、より一層の向上させるために動物実験施設の入退館記録を記録する管理システムの導入を検討している。

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験を行っていない。

2) 自己点検の対象とした資料

バイオハザード用高圧蒸気滅菌器の法定点検記録

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

安全管理を要する動物実験は適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

現在のところ、特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

ユーザー利用マニュアル

・ Asahidake 棟 Kurodake 棟 Dog Farm 棟 ユーザー利用マニュアル改訂 20201119

各室利用方法および動物飼養保管マニュアル

- ・ SPF 基準
- ・ 48 時間を超える実験に対する対応改定 202011
- ・ 動物実験施設 Asahidake（通称 A 棟）ABSL 室 3 ケミカルハザード対応 SOP Ver. 1. 1
- ・ 動物実験施設 Asahidake（通称 A 棟）における標準業務手順書作成に関する標準業務手順書
- ・ 動物実験施設 Asahidake（通称 A 棟）におけるヒト及び物品の入退に関する標準業務手順書
- ・ 動物実験施設 Asahidake（通称 A 棟）2 階 SPF エリアにおける実験動物の購入、搬入出、飼育に関する標準業務手順書
- ・ 動物実験施設 Asahidake（通称 A 棟）における実験動物の健康管理、微生物モニタリングに関する標準業務手順書

- ・動物実験施設 Asahidake (通称 A 棟) における実験動物の感染実験に関する標準業務手順書
- ・動物実験施設 Kurodake 棟 SPF エリア標準業務手順書 Ver. 1.0
- ・動物実験施設 Kurodake 棟 1 階中大動物エリア標準業務手順書 Ver. 1.2 版 (令和 3 年 6 月 21 日改定)
- ・ユーザー向け簡易 SOP ブタ・ヤギ Ver. 1.1 版
- ・動物実験施設 Dog farm (D 棟) 標準業務手順書 Ver. 1.1 (令和 3 年 6 月 21 日改定)

衛生マニュアル

- ・安全衛生
- ・実験動物アレルギー対策
- ・医療廃棄物等処理

遺伝子改変動物等を動物実験施設へ導入する際の手続き

- ・遺伝子改変動物等を動物実験施設へ導入する際の手続き

緊急対策マニュアル

- ・動物実験緊急時 (遺伝子組換え生物を含む) の連絡体制 (学内限定)
- ・学生に事故があった場合の連絡体制 (学内限定)
- ・旭川医科大学動物実験施設地震災害対応マニュアル (学内限定)
- ・逸走防止・逸走時対応マニュアル
- ・サル逸走対策マニュアル

微生物モニタリング記録

- ・病原微生物検査結果 (SPF エリア)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書が提出されている。教育訓練の中で各種実験動物の飼養保管について講習を実施している。さらに、動物実験技術支援部門のホームページにおいて、各種実験動物ごとの飼養保管マニュアル (一部の動物については飼育管理方法) を作成し、SPF エリアについては生物モニタリングの結果と合わせて公開している。また、実験動物管理者は新しく施設の利用を開始する者を対象にした利用ガイダンスをエリア毎に実施している。実験動物管理者の活動は適切であり、各種実験動物の飼養保管は適正に実施されている。

ブタ・ヤギ・ウズラについては農林水産省が定める「飼養衛生管理基準」改定に伴い上川家畜衛生検査所および旭川市保健所の現地確認を受け、新基準に適合していることを確認した。

動物種毎に法令で定められた処置 (狂犬病ワクチン接種: イヌ) および報告書および自己点検票 (家畜伝染病予防法に基づく定期報告書: ブタ、ヤギ、ウズラ) (特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律に基づく飼養数量の増減報告: カニクイザル) の提出を適切に実施している。

4) 改善の方針、達成予定時期

現在のところ、特になし。

5. 施設等の維持管理の状況

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>飼養保管室設置申請書・承認書</p> <p>飼養保管室設置承認済一覧表</p> <p>講座等の飼養保管室に係る点検票に基づく、現地視察及び確認記録</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>施設等の維持管理は、飼養保管施設設置申請・承認書と実験室設置申請・承認書に基づき適正な維持管理がなされている。</p> <p>学内のマウスおよびラットの飼養保管設備を A 棟および K 棟に集約し、利便性と衛生管理・安全性を両立している。動物の愛護と福祉に一層配慮した運用が可能となった。</p> <p>令和 2 年度には特定化学物質投与に対応したドラフトを併設した飼養保管室を設置し、実験従事者および周辺環境の安全性が向上した。令和 3 年度は特定化学物質の投与予定および実績がなかったため作業環境測定の実施を見送ったが、実態に応じて測定を行い、設備が適切に維持できる管理体制を整えている。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>現在のところ、特になし。</p>

6. 教育訓練の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>令和 3 年度 動物実験教育訓練 e-learning システムによるテキスト・動画・テスト</p> <p>令和 3 年度 動物実験教育訓練 e-learning 受講済登録者一覧表</p> <p>【登録番号管理簿】：動物実験責任者、動物実験実施者又は飼養者の新規受講済登録名簿</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>実験従事者および飼養者に関する教育訓練は e-learning システムを用いて随時適正に実施されている。また、飼養者は関連する技能講習会、技術研修会に参加し必要な技術・資格取得に努めている。</p>

- 4) 改善の方針、達成予定時期
現在のところ、特になし。

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

旭川医科大学動物実験に関する自己点検・評価報告書
動物実験技術支援部門のホームページ等で順次情報公開を実施している。

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

特になし。

4) 改善の方針、達成予定時期

現在のところ、特になし。

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

令和3年度の実績について

1. 教育訓練の実施と受講者数

- (1) 動物実験責任者、動物実験実施者又は飼養者を対象とした e-learning による
教育訓練（新規・更新）
実施期間：令和3年4月22日～令和4年4月26日
(2) 受講者数 251人（内新規41人）

2. 動物実験実施者、飼養者の新規登録人数

動物実験実施者及び飼養者の登録 41人

3. 実験室及び飼養保管施設の設置状況

- (1) 実験室 21部局 50室
(2) 飼養保管施設 2部局 28室

4. 動物実験計画申請・承認書の提出・審査

38部局 207件（※新規・更新・変更申請の承認分）

5. 第19回旭川医科大学実験動物慰霊式の実施

日時：令和3年9月24日（金）15：00～

場所：実験実習機器センター3階 カンファレンスルーム、動物慰霊碑

6. 実験動物の使用数及び飼養保管状況

(1) 使用数 マウス 13,456匹、ラット 2,291匹、Cハムスター 0匹、
Gハムスター 0匹、スナネズミ 0匹、モルモット 0匹、ウサギ 3兎、
サル 0頭、ネコ 17匹、イヌ 0頭、ブタ 45頭、ヤギ 5頭、ウズラ 4羽

(2) 年度末（令和4年3月31日現在）の飼養保管数

マウス 3,017匹、ラット 154匹、Cハムスター 0匹、Gハムスター 0匹、
スナネズミ 0匹、モルモット 0匹、ウサギ 0兎、サル 2頭、ネコ 15匹、
イヌ 4頭、ブタ 0頭、ヤギ 5頭、ウズラ 0羽

7. 動物実験成果報告

- (1) 提出者 38部局 137件
- (2) 論文 41件
- (3) 著書等 2件
- (4) 学会発表 22件
- (5) 特許 4件
- (6) 教育実習・講演・研究費獲得・学位取得等 28件